

古河市出前講座「どこでもレクチャー」開講中

市の職員等が、事業や業務内容などを分かりやすく説明します。

派遣時間 毎日9時～21時の間の90分以内(年末年始を除く)

場所 市内(会場の手配や準備は、申込団体・グループでお願いします)

対象 参加人数おおむね10人以上(市内在住・在勤・在学の人)の団体・グループ 費用 無料

申込 実施希望日の3週間前までに、講座の担当課へ申込書を提出

※講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない場合があります。

注意事項 質疑や意見交換はお受けしますが、苦情・要望を言う場でないことをご理解ください

問 企画課



分野	講座名	担当課・連絡先
生活	防災講座～災害に日頃から備えるためには～	防災・危機管理課
	「男女共同参画」ってどんなこと?	人権・男女共同参画室
	目指せ! 契約の達人～消費者トラブルに遭わないために～	商工政策課
	地元の野菜について学ぼう	農政課
健康・福祉	避難は我が家で! ～耐震診断・耐震改修の促進～	建築指導課
	みなし道路の拡幅整備～良好な居住環境の確保と安全で快適なまちづくりのために～	
	ゲートキーパー養成講座～いのちを支える「門番」～	福祉総務課Tel92-5771
	障がいのある人の生活サポート	障がい福祉課Tel92-4919
	みんなのあんしん介護保険	高齢介護課Tel92-4921
	認知症!? あなたも、今日からサポーター(認知症サポーター養成講座)	
	「不安」を「安心」に変える成年後見制度	高齢者サポートセンター 総和Tel92-5920
	高齢者虐待対応で伝えたいこと	
	地域の声かけ・見守りで子どもの虐待防止	
	DV(ドメスティックバイオレンス)とデートDVの防止に向けて	
	楽しく食べる子どもに…食育	子育て包括支援課
	大きくな～れ～早寝早起き元気な子～	
	発達が気になるお子さんを理解しよう	
	高齢者いきいき健康教室～今からはじめる、介護予防～	
	高齢者いきいき健康教室～元気なお口でめざせ健康長寿!～	
	高齢者いきいき健康教室～介護予防レクリエーション～	健康づくり課
	運動で始める介護予防～シルバーリハビリ体操～	
	古河市シニアボランティアポイント事業について(登録講座) [65歳以上対象]	
	働き盛りの生活習慣病予防	
たばことがん	古河福祉の森診療所 Tel48-6521	
たばこと薬物		
環境	地球温暖化について考えよう～家庭でできる温暖化対策～	環境課
	古河市の家庭から出されるごみについて	
教育・文化	家庭・地域での青少年(子ども)とのかかわり方	生涯学習課
	家庭教育の重要性について	
	関東の要所・古河市のあゆみを学ぶ～原始・古代から現代までの歴史と文化～	
行財政	古河市の姉妹都市について	企画課
	第2次総合計画第Ⅱ期基本計画～まちに活力、人に安心、魅力あふれる都市づくり～	
	古河市の公共施設は今、そして未来は…	財産活用課
	古河市の台所事情	財政課

※古河福祉の森診療所の講座開催可能日時は、火曜日・木曜日の13時～15時および平日17時以降となります。それ以外での申し込みは、事前にご相談ください。

令和2年度から国民健康保険税率が変わります

「古河市国民健康保険赤字削減・解消計画書」(平成31年2月策定)に基づき、原則2年ごとに税率の見直しを行いながら赤字分(法定外繰入金)の削減を計画的に進めていくことになりました。

税率の見直しが加入者への急激な負担増にならないよう、配慮しながら下記のとおり税率を改定します。なお、国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に発送します。

問 国保年金課

令和2年度からの新しい税率

分類	内訳	改定前(A)	改定後(B)	差(B-A)
医療分 (0～74歳)	所得割(所得に対して)	7.36%	7.85%	0.49%
	均等割(加入者1人当たり)	1万7,300円	1万8,300円	1,000円
	平等割(1世帯当たり)	2万円	2万1,100円	1,100円
	賦課限度額(※)	61万円	63万円	2万円
支援分 (0～74歳)	所得割(所得に対して)	1.97%	2.15%	0.18%
	均等割(加入者1人当たり)	4,800円	5,100円	300円
	平等割(1世帯当たり)	5,400円	5,700円	300円
	賦課限度額	19万円	19万円	—
介護分 (40～64歳)	所得割(所得に対して)	1.37%	1.50%	0.13%
	均等割(加入者1人当たり)	1万900円	1万1,100円	200円
	平等割(1世帯当たり)	—	—	—
	賦課限度額(※)	16万円	17万円	1万円
合計	所得割(所得に対して)	10.70%	11.50%	0.80%
	均等割(加入者1人当たり)	3万3,000円	3万4,500円	1,500円
	平等割(1世帯当たり)	2万5,400円	2万6,800円	1,400円
	賦課限度額(※)	96万円	99万円	3万円

※賦課限度額(世帯の保険税負担の上限額)の改定は、国の税制改正に基づくものです。

所得の少ない世帯への軽減措置の拡充

軽減割合	令和2年度からの軽減判定方法(均等割・平等割が対象)	拡充額
7割	所得33万円以下	—
5割	所得33万円+(28.5万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	5,000円
2割	所得33万円+(52万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	1万円

※下線部分が拡充箇所となります。

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり決定しました。詳細は、7月に送付するリーフレットおよび市ホームページをご覧ください。

※茨城県内は全て一律の保険料率となります。

問 国保年金課



均等割額	46,000円(6,500円増)	所得が低い人に対する均等割額の軽減		
		世帯の総所得金額等の合算額	令和元年度	令和2年度
所得割率	8.50%(0.50%増)	33万円以下	8.5割軽減	7.75割軽減
賦課限度額	64万円(2万円増)	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯	8割軽減	7割軽減